

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(寄附金税額控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(5) 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の7 第26条の8の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附	(寄附金税額控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(5) 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の7 第26条の8の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附

改正案	現 行
則第25条第1項、附則第26条第1項、附則第26条の2第1項又は附則第27条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等） 第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の8第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第3項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。）を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送	則第25条第1項、附則第26条第1項、附則第26条の2第1項又は附則第27条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等） 第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の8第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第3項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。）を送付することを求めることができる。 2 前項の規定による申告特例通知書の送

改正案	現 行
付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 略 第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するもの	付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 略 第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除す

改正案	現 行
とする。	るものとする。